

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

年 月 日

川崎市農業委員会会長 様

農地等の相続人氏名 _____

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所			氏名			職業		
相続開始年月日	年 月 日		農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			年 月 日		
被相続人の 所有面積	耕作農地	m ²	被相続人が 農業経営主 でない場合	農業経営者の氏名		同居・別居 との同居・別居の別		
	採草放牧地	m ²		農業経営者と被相続人				
	合計	m ²						
特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていたものである場合	分類		特定貸付け・営農困難時貸付け ・認定都市農地貸付け・農園用地貸付け					
	貸付年月日							
	貸付先の農業経営者又は 市民農園開設者の氏名又は名称							
	その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日		被相続人との続柄	相続開始の時に被相続人との同居・別居の別	同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有	無
特例の適用を受けようとする農地等の明細			別表のとおり	左記の農地等による農業経営開始年月日等		年 月 日		
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項 (特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項)								
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無						有・無		
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人 (生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日		被相続人との続柄	使用貸借による権利の設定年月日		年 月 日		
使用貸借に係る農地等の明細			別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日		年 月 日		
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項								
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項								

川農委証第 号

上記証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

年 月 日

川崎市農業委員会会長

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

年 月 日

川崎市農業委員会会長 様

農地等の相続人氏名 _____

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所			氏名			職業		
相続開始年月日	年 月 日		農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			年 月 日		
被相続人の 所有面積	耕作農地	㎡	被相続人が 農業経営主 でない場合	農業経営者の氏名		同居・別居 との同居・別居の別		
	採草放牧地	㎡		農業経営者と被相続人				
	合計	㎡						
特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていたものである場合	分類		特定貸付け・営農困難時貸付け ・認定都市農地貸付け・農園用地貸付け					
	貸付年月日							
	貸付先の農業経営者又は 市民農園開設者の氏名又は名称							
	その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日		被相続人との続柄	相続開始の時に於ける被相続人との同居・別居の別		同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有 無
特例の適用を受けようとする農地等の明細			別表のとおり		左記の農地等による農業経営開始年月日等		年 月 日	
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項 (特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項)								
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無						有・無		
その他参考事項								

(2) 農地等の相続人の推定相続人 (生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所			氏名			職業		
生年月日	年 月 日		被相続人との続柄	使用貸借による権利の設定年月日		年 月 日		
使用貸借に係る農地等の明細			別表のとおり		左記の農地等による農業経営の開始年月日		年 月 日	
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項								
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項								

川農委証第 号

上記証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

年 月 日

川崎市農業委員会会長

